

日南市森林経営管理制度実施方針

令和6年11月

日 南 市

日南市森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

日南市森林経営管理制度実施方針（以下、「実施方針」という。）は、日南市に存する森林について森林管理が円滑に行われるよう、森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 基本的な考え方

日南市内の森林整備の進め方については、先ずは森林所有者による適切な経営管理を森林経営計画の策定等を通じて促すこととするが、一方、適切な経営管理が行われておらず森林所有者による自発的な施業が困難な森林については、森林経営管理制度を活用して、森林が有する防災減災機能、重要インフラ施設周辺の整備及び有害鳥獣対策が求められる森林を中心に、当制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

〔優先的に整備する森林〕

- ・山地災害の発生が懸念される森林（土砂災害警戒区域等に含まれる森林）
- ・居住区域周辺の森林及び主要道路その他ライフライン沿線に存する森林
- ・観光地及び里山の景観形成上整備を図ることが望ましい森林

3 森林所有者意向調査について

（１）対象森林の考え方

ア 対象森林から除外する森林

- ・森林経営計画認定森林
- ・県有林、県行造林
- ・市有林、市有分収林、国有分収林
- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター森林
- ・森林組合、会社法人等が所有する森林
- ・過去 10 年以内に施業履歴がある森林
- ・境界が不明な森林
- ・係争中の森林

イ 対象森林の抽出及び所有者確認

- ・地域森林計画対象森林のうち、上記アの森林を除外した私有人工林を意向調査対象森林とし、森林簿や林地台帳等の情報を基に対象森林を抽出する。
- ・上記の抽出結果に関わらず、防災減災機能の維持・向上を図る上で必要と判断した場合は、その区域を追加することができる。
- ・当該森林の所有者は、固定資産台帳や住民基本台帳、戸籍謄本等で確認する。

（２）意向調査の方法

- ・対象森林の所有者又は管理権限を有する者に対し、森林経営管理法施行規則第３条で定める事項（現在の管理状況や今後の意向について等）の調査を実施する。
- ・調査方法は郵送を基本とする。
- ・調査に当たっては、意向調査票と併せて、制度のパンフレットや森林の位置図・写真等を同封し、森林所有者の理解を促すこととする。
- ・郵送による意向調査票が未達の場合は、可能な限り森林所有者の探索を行う。

（３）意向調査のスケジュール

- ・令和元年度から開始し、概ね１５年間で全域を一巡するよう実施する。
- ・実施区域の優先順位は、地籍調査が完了している森林を優先することとし、計画表を作成する。（別紙）

（４）意向確認後の森林経営管理の方針

意向調査の結果、「森林経営管理制度を検討したい」旨の意向を示した森林について、森林現況調査を行い、集積計画の策定について検討を行う。

森林現況調査は、樹種、林齢、地形、立木生育状況、林地の荒廃状況、林道等の路網整備、集約の可能性等について調査する。

森林現況調査結果を受け、「ひなたのチカラ林業経営者」に対象森林を照会し、森林経営管理制度に基づく再委託（搬出間伐又は主伐から始まる配分計画）を希望される意見があれば、「林業経営に適する森林（収益が見込める）」とし、森林所有者の同意を得た後、集積計画を作成し、再委託を目指す。

再委託の希望のない森林については、「林業経営に適さない森林（収益が見込めない）」として、市町村森林経営管理事業による除・間伐を検討する。

また、一箇所あたりの面積が、0.30ha 以下の森林については、市が定める標準地算定により「林業経営に適さない森林（収益が見込めない）」とする。

対象森林の決定について、地域林政アドバイザーに意見を求めることとし、意見を尊重する。

①対象森林が林業経営に適する（収益が見込める）と判断した場合

- ・森林所有者に経営管理権集積計画を提示し同意が得られた場合、森林経営管理制度に基づき経営管理集積計画の策定手続きを進めることとする。
- ・森林所有者に経営管理集積計画を提示し同意が得られない場合、既存の制度を活用した森林整備の提案や直接、民間の事業体と交渉するよう森林所有者に勧める。

②対象森林が林業経営に適さない（収益が見込めない）と判断した場合

- ・上記２「基本的な考え方」に合致する森林については、森林所有者の同意を得た上で集積計画を策定して、市が自ら除・間伐を実施する。
- ・上記２「基本的な考え方」に合致しない森林については、集積計画を策定せず、森林所有者に策定を断る若しくは、保留とする。

4 集積計画の策定

前記3の(4)で集積計画を策定する必要があると判断した森林は、森林所有者の同意を得て集積計画を策定し、森林経営管理権を本市に設定する。

集積計画策定に当たっては、以下の項目について留意する。

- ・森林経営管理権を設定する場合は、対象森林を明確にした上で行う。
- ・森林所有者と協議する中で、森林所有者がどうしても収益を上げて利益還元を求めるのであれば、集積計画を策定せず、所有者が自ら民間事業者に経営委託するよう勧める。
- ・森林所有者から「隣接する天然林も併せて管理してほしい」との要望があった場合、一体的に森林整備する必要があるかを検討の上、必要があると認めたときは集積計画を策定する。
- ・森林所有者との協議が整わなかったときは、集積計画の策定を断る。

5 市町村事業の発注

「基本的な考え方」に合致する森林、及び集積計画を策定したものの再委託できなかった森林については、本市が自ら除・間伐を実施する。

6 配分計画の策定

林業経営に適する森林については、再委託を目指して、「ひなたのチカラ林業経営者」を対象に企画提案を公募し、審査の上事業体を決定し、当該事業体と配分計画の策定について協議する。

7 森林経営管理制度と森林環境譲与税の関係について

- ・森林経営管理制度に係る経費（意向調査、森林現況調査及びプロット調査に要する経費、市町村事業の実施に要する経費等）は、森林環境譲与税を財源とする。
- ・市町村事業の実施により収益があった場合や、森林所有者が利益の還元を求めない場合は、集積計画にその旨を記載し、発生した収益は全て本市が受領して森林環境譲与税基金に積み立てる。

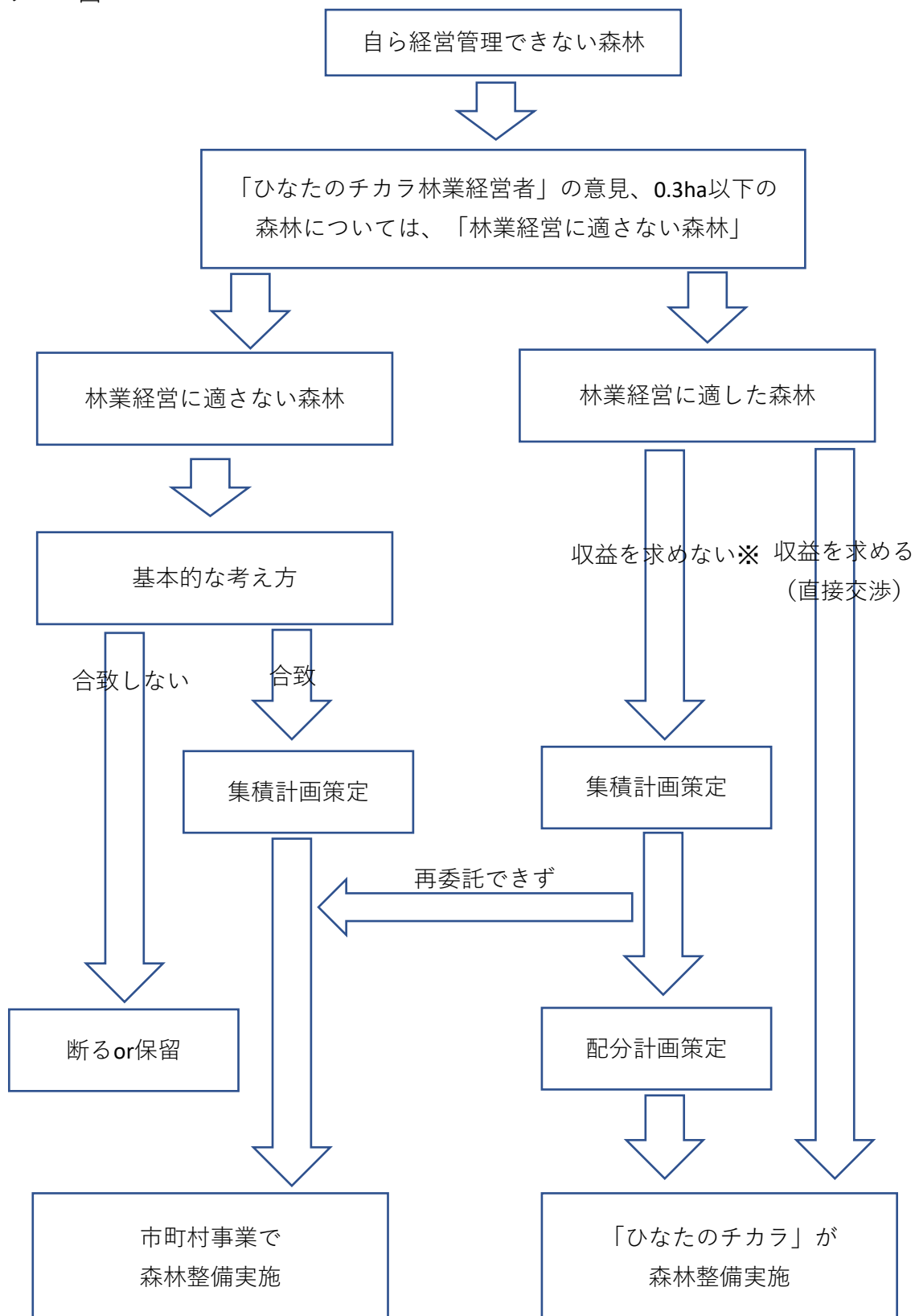
8 その他特記事項

- ・実施方針に基づく一連の業務の執行に当たっては、本市の執行体制や効率的な制度運用等を考慮し、必要に応じて専門職員の雇用や外部委託等を検討する。
- ・実施方針に基づき行った意向調査等の結果は林地台帳に反映させ、森林経営管理の効率的な運用に資するように努める。
- ・実施方針については、林業関係者及び林業普及指導員等の意見を参考に、必要に応じて随時見直しを行う。
- ・実施方針については、市のホームページ等により公表する。

日南市森林経営管理制度実施方針の概要

- ポイント
- 1 林業経営に適するか否か、事業体からの意見を参考に判断する。
 - 2 市が定める標準地算定により、0.3ha以下の森林は、「林業経営に適さない森林」とする。
 - 3 「基本的な考え方」に合致した森林のみ、本市が整備する。

フロー図

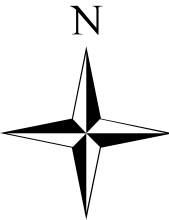


※市町村事業を行う可能性があることについて、森林所有者が了承した場合。

日南市森林経営管理意向調査計画表 【R6.11.18 改訂】

No.	年度	西暦	予定林班	計 画			備考
				面積(ha)	筆数(筆)	所有者(名)	
1	令和元年	2019	北16	228	570	148	
2	令和2年	2020	北15、17～30	783	2,000	683	
3	令和3年	2021	北1～14	759	2,081	729	
4	令和4年	2022	北31～54、南1～6、26～27(大島)	1,033	2,233	696	
5	令和5年	2023	南7～21	621	2,678	890	
6	令和6年	2024	南22～25、28～36	662	2,644	620	
7	令和7年	2025	南37～59、日1～5	831	1,503	526	
8	令和8年	2026	日6～62	7,157	3,876	664	
9	令和9年	2027	日63～87	782	3,426	708	
10	令和10年	2028	日88～106	1,557	8,324	845	
11	令和11年	2029	日107～132	794	5,584	927	
12	令和12年	2030	日133～167	1,022	5,527	1,075	
13	令和13年	2031	日168～210	2,132	4,471	974	
14	令和14年	2032	日211～235	657	6,782	844	
15	令和15年	2033	予備				
	合計			19,018	51,699	10,329	

日南市森林経営管理意向調査計画_2024.11.18 改訂版



凡例

旧市町名

計画年度界

林班界

和暦年度

令和01年度

令和02年度

令和03年度

令和04年度

令和05年度

令和06年度

令和07年度

令和08年度

令和09年度

令和10年度

令和11年度

令和12年度

令和13年度

令和14年度

